

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（40）」
2. 日時：平成30年8月2日 13時30分～18時35分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、
糸川安全審査専門職

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

河野主任技術研究調査官、橋倉技術研究調査官、北條技術研究調査官、
坂本技術参与、船田技術参与、菊池技術参与

地震・津波研究部門

日高技術研究調査官、鈴木技術参与、土居技術参与、澁谷技術参与

日本原子力発電株式会社

発電管理室 調査役 他15名

5. 要旨

(1) 共通事項及び劣化状況評価（中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、2相ステンレス鋼の熱時効、耐震安全性評価、耐津波安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等、使用済燃料乾式貯蔵容器の扱い）について

○共通事項及び劣化状況評価（中性子照射脆化、照射誘起型応力腐食割れ、2相ステンレス鋼の熱時効、耐震安全性評価、耐津波安全性評価、工事計画認可申請に係る論点の劣化状況評価への影響等、使用済燃料乾式貯蔵容器の扱い）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【共通事項】

- 2相ステンレス鋼の熱時効に係る補足説明資料において対象としている機器と共通事項に係る補足説明資料において対象としている機器との違いについて説明すること。

【劣化状況評価（耐震安全性評価）】

- 疲労評価に用いた等価繰返し数の根拠について、工認での説明内容と違いがある場合にはその理由を説明すること。

- 耐震安全性評価において破壊力学評価を行っている経年劣化事象について、適用した評価手法の詳細を説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

(2) 現地確認について

○原子力規制庁から、劣化状況評価に関する現状保全の記録、実施要領、評価対象機器等について、8月6日から8日にかけて現地で確認を行う旨を伝え、日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- (1) 「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項） 補足説明資料」
- (2) 「東海第二発電所 劣化状況評価（中性子照射脆化） 補足説明資料」
- (3) 「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答一覧表」
- (4) 「東海第二発電所 劣化状況評価 審査会合における指摘事項の回答（照射誘起型応力腐食割れ）」
- (5) 「東海第二発電所 劣化状況評価（照射誘起型応力腐食割れ） 補足説明資料」
- (6) 「東海第二発電所 劣化状況評価（2相ステンレス鋼の熱時効） 補足説明資料」（7月26日提出資料）
- (7) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改17）（7月26日提出資料）
- (8) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価）」
- (9) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐震安全性評価） 補足説明資料」（改18）
- (10) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐津波安全性評価）」（7月19日提出資料）
- (11) 「東海第二発電所 劣化状況評価（耐津波安全性評価） 補足説明資料」（7月19日提出資料）
- (12) 「工事計画認可申請書論点の劣化状況評価書への影響と反映内容」
- (13) 「使用前検査未完の使用済燃料乾式貯蔵容器の運転期間延長認可申請上の扱いについて」